

平成28年4月1日【初版】

姫路駅北にぎわい交流広場

トラブル等防止・対応マニュアル

姫 路 市

目 次

1	目的	・・・・・・・・・ 1
2	趣旨・目標	・・・・・・・・・ 1
3	用語定義	・・・・・・・・・ 1
4	接遇（応対）	・・・・・・・・・ 3
5	トラブル時の基本対応	・・・・・・・・・ 4
6	運営関係法令等の研修及び指導	・・・・・・・・・ 5
7	トラブル対処事例	・・・・・・・・・ 6
8	イベントのキャンセル対応	・・・・・・・・・ 9

添付資料

別添 1 接遇（応接）基本マニュアル

別添 2 トラブル等処理（対応・伝達フロー、連絡先）

別添 3 イベント開催に係る関係機関・主な法令等

別添 4 気象警報発令時の対応

別 紙 関係法令の用語等

（法律）刑法、軽犯罪法、日本国憲法、道路交通法関係、国家賠償法

（条例）兵庫県「迷惑防止条例」

姫路市「姫路のまちを美しく安全で快適にする条例」

「姫路市自転車等の駐車秩序に関する条例」

「姫路駅北にぎわい交流広場条例」、「使用規約」

「集会、集団行進及び集団示威行為に関する条例」

トラブル等防止・対応マニュアル

1 目的

本マニュアルは、「姫路駅北にぎわい交流広場」（以下「広場」という。）の運営に際し、トラブル等の発生を未然に防止し、トラブル発生時に速やかに対応するための手引きとするものである。

2 趣旨・目標

本マニュアルの対象となる広場は、にぎわいとくつろぎの空間を提供し、もって市民相互の交流及び中心市街地の活性化に寄与することを目的として整備されたものであり、当広場の使用に関しては、姫路駅北にぎわい交流広場条例（以下「条例」という。）に、使用許可関係、利用の制限や禁止事項などを規定している。

市民や観光客等が、安全かつ安心に、広場を利用できる環境を確保するため、本マニュアルを整備するものである。

本マニュアルに定める基本的な事項は、次のとおりである。

- ・ 接遇（応接）基本態度
- ・ トラブル時の基本対応
- ・ 関係法令等研修
- ・ トラブル対処方法

今後も、より安全で効率的・効果的な広場運営を図ることを目標として、運営担当職員及び本市職員が相互に連携を図りながら利用者や他都市等の情報を収集し、運営の改善や本マニュアル改訂に努めるものとする。

3 用語定義（解釈）

○「公の施設」

・「公の施設」とは、普通地方公共団体（都道府県・市町村）が、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために設ける施設をいう。（地方自治法第244条第1項）・・・別紙参照

・公の施設の利用を拒否できる場合については、次の6つの場合とされている。

「最高裁平成8年3月15日判例（上尾市福祉会館事件）」・・・別紙を参照

- ① 定員超過
- ② 使用料の不払い
- ③ 目的外使用
- ④ 他利用者への危険の危害が明白な場合
- ⑤ 適法な利用規程の違反
- ⑥ 利用調整（先着順等）

○「目的外使用」

- ・ 条例に規定する占有使用の場合以外で、その用途又は目的を妨げない限度において施設を使用する場合を目的外使用という。
- ・ 行政財産の目的外使用許可の例としては
地下街、電柱、電話柱、公衆電話所、郵便差出し箱、水道管、下水道管、ガス管、工事用仮囲い、足場等工事用施設、自動販売機、看板類（広場条例に該当しないもの）その他これらに類するもの
- ・ また、平成18年度の地方自治法改正により、それまで国や地方公共団体への貸付等ごく限定された相手及び用途でしか認められなかった行政財産の貸付等が、一定の要件において民間事業者にも拡大されている。

○「イベント中止」

- 公衆の生命・安全を確保できない等の一刻を争うような事態の発生時に、イベントを中止させること（主催者等の判断）
（例示）火災・地震等災害、雑踏危険・混乱状態

○「イベント中断」

- イベント再開を前提とした一時的なイベント進行の取りやめ（主催者等の判断）
（例示）気象急変時（ゲリラ豪雨、雷等）、負傷者・急病者発生等救急事態時

○「公序良俗」

- ・ 「公序良俗」（民法90条）は、「公の秩序、善良の風俗」を縮めた表現である。「公の秩序」とは、国家あるいは社会における秩序をいい、「善良の風俗」とは、社会における一般的な道德観念をいう。
法律の違反行為、法律の明文に違反していなくとも、その行為が社会的妥当性をもたないもの、一般常識から判断して好ましくない商品やサービスの販売などが該当する。
具体的にどのような行為が公序良俗違反に該当するのかは解釈（判例・学説）に任されている。公序良俗の内容は、時々の政策や時代の風潮によって変化する。大分類では以下の3つを例示している。

（1）財産的秩序に反する行為

- ・ 取引の仕組み自体の有する射幸性（しゃこうせい）のあるもの（賭博、富くじなど）
- ・ 破綻の必然性や詐欺性等から反社会性の強い行為（ネズミ講など）
- ・ 相手の窮迫、軽率、無思慮、無経験等に乗じて不当な利益を得る行為
- ・ 無知、未経験で適格性を欠く者に著しく不公正な方法で危険性の高い取引を勧誘

（2）倫理的秩序に反する行為

- ・ 不法な薬物取引契約
- ・ 売春を前提とした契約
- ・ 妾（めかけ）契約
- ・ 正義に反する行為（不正行為の助長、総会屋、ワンクリック詐欺）

（3）自由や人権を害する行為

- ・ 基本的人権の侵害に当たる行為
- ・ 差別的表現のネットワーク上での公開（基本的人権の侵害の1種）
- ・ 誹謗中傷を行うこと（名誉毀損）
- ・ プライバシーの侵害（個人情報保護違反）
- ・ 利用資格のないコンピュータや通信機器への侵入（不正アクセス）
- ・ 知的財産権の侵害
- ・ わいせつなデータの公開
- ・ 利用権限の不正使用
- ・ ストーカー行為及び嫌がらせ行為をすること
- ・ 男女を差別する雇用契約

4 接遇（応接）

イベント利用等に係る市民等からの相談、受付、使用規約等説明、利用者へのルール・マナー等指導時における適切な接遇（応接）が、安全かつ安心なイベント実施につながり、トラブルを予防することとなる。（別添①「接遇（応接）基本マニュアル」参照）

1) 心構え

- ・ 接遇の基本は、「身だしなみ」、「あいさつ」、「表情・態度」、「言葉遣い」である。
- ・ 接遇時には、特に、丁寧な挨拶、好感を得る態度、適切な言葉遣い、清潔な服装等を心掛けるものとする。

2) 当初説明時の対応

- ・ 運営担当職員は、イベント主催者にイベント内容（具体的な項目・スケジュール・使用資材・必要資料の入手）を、事前に、できるだけ詳しく話してもらえるように努めるものとする。
ただし、詳しく話してもらえない場合には、「詳しい内容が決まりましたら、イベント開催の数日前までにはお知らせください」と伝える。
- ・ また、広場使用規約のイベント開催に係る禁止行為、使用の制限、使用上の注意点（特に■注意事項■）及び関係法令について丁寧に説明し、必要な手続きを指導するものとする。
- ・ その際には、トラブルを防ぐ対策またトラブルが起きた際の対策について聞き取り、イベント時の警備体制やイベント保険等の加入等、不測の事態に備えるよう指導する。

3) イベント開催時の応接

- ・広場使用規約禁止事項の遵守に係る注意・指導に当たっては、憲法の表現の自由等権利に係る解釈が難しく、その対応次第で、指導の行き過ぎに等による訴訟問題に発展することも想定される。

そのため、特に相手方との応接時の言葉遣い等に注意して、行き過ぎた言葉等がないよう、慎重に対応することが求められる。

4) 接遇研修・自己啓発

- ・別添①「接遇（応接）基本マニュアル」を手引きとして、随時、内部研修を実施し、「応接」等を適切に実施するものとする。

5 トラブル時の基本対応

1) トラブル発生時の基本的行動

- ・事故、被害の拡大防止を最優先に、消防、警察等関係機関に、連絡することを基本とする。
- ・利用者のルール違反時の対応は、別添②「姫路駅北にぎわい交流広場運営業務に係るトラブル等処理について」に基づき、緊急連絡体制により、市に連絡し、連携して対応する。

2) 状況記録の保存

- ・トラブル時には、できる限り、相手との対応を確認し、状況記録（メモ）を残す。それに加え、写真の撮影、録画・録音等で状況が後で確認できるようにする。
- ・現に起きた事態の客観的かつ迅速な把握と伝達が、まず優先される。
- ・危機管理では、一部不明な項目があっても、知り得た情報の範囲内で、とりあえず第一報を入れる。その際には、確認、未確認の区別、あるいは「聞き取り」であるか否かなどを明確に伝える。
 - まず ①「何が起きたか」(What)の情報が優先され、
 - 次に ②「誰が」(Who)、
 - 次いで ③「いつ」(When)、「どこで」(Where)が続き、
 - さらに ④「なぜ」(Why)、「どうやって」(How)を、状況が分かり次第知らせる。

3) 指導無視・法令違反の初動基本対応

- ・指導無視等のトラブルの場合は、運営担当職員と市職員が現地で合流し、相手方と交渉することを基本とする。
- ・法令違反（軽犯罪法、刑法、迷惑防止条例等）の対応としては、まず、イベント関係者に注意してもらい、再度注意しても相手が聞かない場合は「警察」に連絡し、

対応してもらおうとともに、その状況について市担当者に連絡する。

4) イベントの中止・中断の判断

- ・イベントのトラブル状況を、市に報告し、市職員の立会いの下、イベント主催者とも協議し、中止・中断を決定するものとする。
- ・「中止・中断させる」ことができる場合は、「公衆の生命・安全を守る」場合に限り得るので、市や警察署と連携して慎重に対応するものとする。
イベント利用を拒否できる場合は、最高裁判例では「人の生命、身体、財産が侵害され、公共の安全が損なわれる」、「明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見される場合」に限定解釈されている。
- ・「公序良俗に反する」という定義は、2頁のとおりであるため、安易にイベントを中止・中断させる理由に用いることはできない。

5) 負傷者発生等の対応

- ・雑踏が危険状態、争いや施設破損による負傷者発生等の重大トラブルを予想又は確認された場合、まず警察（姫路駅前交番等）・消防（救急等）に連絡する。
- ・人命救助第一が考えられる場合は、トラブル状況を市職員に一報した後、近隣施設等に応援を求めるなど、人命救助を優先する。

6) 危険発生（非常時）の緊急対応

- ・公衆の生命・安全を確保できず、その責任をイベント主催者自身が負うことができない場合に、緊急対応として、イベント主催者に中止の確認を取り、イベント中止を決定できるものとする。
なお、その際の協議内容は議事録として残すものとする。

7) 災害等緊急事態発生時の対応

- ・鉄道運行に支障がある災害等緊急事態発生などトラブル発生等を予測又は確認した場合は、別添②「姫路駅北にぎわい交流広場運營業務に係るトラブル等処理について」の緊急時等対応フロー・連絡体制表に基づき、本市「産業振興課」担当者に必ず一報を入れ、市の判断を仰ぐこととする。

6 運営関係法令等の研修及び指導

- ・トラブル発生等を予防するため、別添③「イベント実施に係る関係機関・主な法令等」による内部研修を、年度当初及び随時、実施し、関係法令の理解を深めることとする。
- ・運営担当職員は、自らも学習に努め、研修した法令等内容を運營業務に反映して、安全・安心な運営に努めるものとする。
- ・催物の内容によっては、あらかじめ官公署等への申請・届出が必要な場合があるので、

法令等で定められた届出事項や催物実施に関して必要な事項については、イベント主催者の責任で、事前に相談に行き、必要となる届出・申請を行うよう指導する。

・主な相談先

- 姫路警察署
電話 (079) 222-0110 姫路市市之郷 926 番地 5
- 姫路東消防署
電話 (079) 288-0119 姫路市本町 68 番地
- 姫路市保健所衛生課
電話 (079) 289-1633 姫路市坂田町 3 番地 保健所 3 階

7 トラブル時の対処事例

- 危険行為の是正に応じない場合は、「イベント中断又は中止の対応」
次の危険な事態を確認した場合は、市や警察と連携して、主催者にイベントを中断又は中止させることとする。
運営担当職員は、その際の状況証拠（写真や経時記録・行為）を必ず残すものとする。
 - 1) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる行為をし、又はこれらのおそれのある物品若しくは動物の類を携帯した場合
(根拠：条例第 15 条第 2 号及び公衆の生命・安全を守るのが困難)
 - 2) 届出なしに火気類（プロパンガス、カセットコンロ、発動発電機等）を使用した場合
(根拠：条例第 15 条第 6 号)
 - 3) 火災、爆発その他の危険を生ずるおそれのある行為をする場合
(根拠：条例第 15 条第 6 号及び公衆の生命・安全を守るのが困難)
- 施設・備品の損傷等の場合は、「安全確認とイベント終了後の報告対応」
まず、主催者に、コーン設置など安全措置を行わせ、安全性を確認させる。
イベント終了後、運営受託業者がイベント主催者に嚴重注意するとともに、市に状況を報告する。
後日、市が主催者に対し修繕費の請求を行う。
運営担当職員は、その際の証拠（写真や経時記録・行為）を必ず残すものとする。

4) 広場の施設、備品等を汚損し、損傷し、又は亡失した場合

(根拠：条例第7条第3号及び第18条)

○ イベント終了後の報告対応（以降の申請は不可）

次のような事態を確認した場合は、市に連絡するとともに、以降のイベント申請を拒否する旨を告げる。

運営担当職員は、その際の証拠（写真や経時記録・行為）を必ず残すものとする。

5) 車両を勝手に広場へ乗り入れ、又は留め置く場合

(根拠：条例第15条第7号及び緊急車両侵入困難)

6) 非常時における避難の際に支障となる困り、ついでにその他の物品を設置した場合

(根拠：消防法遵守（当範囲が避難経路になっている）)

7) ごみ、空き缶その他汚物を捨て回収をせず放置した場合

(根拠：条例第7条第3号及び第13条第1項及び第14条第3項)

○ イベント申請・開催時の指導

イベント申請時はもちろん、イベント開催時には、次のような点に留意し、指導にあたること。またイベント開催時、指導に従わない場合、まず警察に相談し、警察官の指導により、中断させることとする。運營業務職員は、その際の証拠（写真や経時記録・行為）を必ず残すものとする。

8) 警備について

- ・来街者や通行人の安全性に配慮し、警備員を適切に配置するよう指導する。
開催日が複数日に及ぶ場合は、主催者側で夜間警備を行うよう指導し、開催期間中に生じた被害等について運営担当職員及び市は一切の責任を負わないことを説明する。
- ・特に、200人以上の参加が想定される場合には、必ず、姫路警察署（地域企画担当）へ相談に行くことを指導し、その相談結果（姫路警察書からの指導事項である。）の報告を求める。
- ・当日のイベント集客状況を考慮し、大人数の集客があるにもかかわらず、警備を怠っている場合、又は警備員の不足等により警備が不十分である場合、主催者自ら安全対応できないようであれば、イベントを中止するよう説得する。
その際、不測の事態に備え、市と警察に混雑状況を報告するとともに、応援を求める。

(根拠：公衆の生命・安全を守るのが困難)

9) 音量について

事前に説明されたものと大きく異なる大音響設備を使用する場合、又は大音量で苦情が出た場合、中止になることを事前に主催者に承諾してもらう。

また、イベント途中でボリュームを過度に上げたり、多くの苦情が寄せられた場合は、主催者に対し、一時的にイベントを中断するよう求め、音量制限を指導する。

(根拠：軽犯罪法違反（警察官の制止を聞かない）及び周辺商業者や通行人への迷惑)

10) 臭い・煙等について

イベントの際に、不快や刺激となる臭い、煙等が発生した場合、イベントを直ちに中断（ガス発生等による中毒者が出る可能性があるため）させ、原因となっているものを確認し、改善するよう指導する。

(根拠：周辺の商業施設への迷惑防止及び公衆の生命・安全を守るのが困難)

11) 照明・光について

景観を損ない、又は人体に影響を及ぼすおそれのある照明演出や事前に商業施設管理者の了解を得ずに商業施設壁面への投影を行った場合、止めるよう指導する。

(根拠：周辺の商業施設への迷惑防止および公衆の生命・安全を守るのが困難)

12) 印刷物、ポスターの掲示等について

申請書に記載のない、印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示を行った場合は、主催者に確認し、使用場所以外での配布と掲示は止めるよう指導する。

応じない場合も、公衆の生命・安全に影響がなければ、イベント自体は進行させ、市にその内容を報告し、後日、主催者を含めて協議することを基本とする。

(根拠：条例第15条第4号)

13) イベント申請時になかったイベント内容を行った場合

イベント内容が異なるものの、法令等に違反していない場合は、申請内容と異なることを理由にイベントを中止することはできない。

イベント申請時に確認できない催し内容である場合は、現地で主催者に内容を確認したうえで、市に報告する。

ただし、イベント責任者には、今後、事前に申請をするように指導する。

人種や思想を批判したヘイトスピーチ等に関しては、現状では規制対応が困難なため、周辺状況を現地付近で確認し、揉め事や暴動が実際に起こり、市民が危険にさらされそうな場合は、市に緊急連絡するとともに、「警察」に相談し、不測の事態に備えるものとする。

14) 保険への加入

事故や怪我等の万一の場合に備え、イベント主催者に対し事前に関連する各種保険（設営時の保険、レクリエーション保険、盗難保険等）に加入するよう指導する。

特に、次のイベントについては、各種保険への加入について確認し、未加入である場合、加入を求めるものとする。

- ・ ステージに足場等を組み立てるなど仮設建築物の作業を伴うイベント
- ・ 盗難により損害を被る商品を扱うイベント
- ・ 大規模なイベントで、雑踏警備が必要と想定されるイベント

未加入にもかかわらず、イベント開催中に、危険が想定される場合、主催者に一時的にイベントの中断を求め、警備などの安全対策強化を指導する。

同時に、不測の事態に備え、市と警察に状況を報告するとともに、応援を求める。

8 イベントのキャンセル対応

キャンセル時の基本として、条例第12条の規定により、災害その他不可抗力等による場合を除き、使用料は原則還付しないが、下記の気象警報発令時の場合には還付できる場合がある。

(1) 気象警報発令時の対応について

→別添④「姫路駅北にぎわい交流広場 気象警報発令時の対応について」により、対応する。

用語（よく問題になる違法行為と法律）

用語（適用される法律）

名誉毀損罪（刑法 230 条）

- ・ 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した場合に成立する。3 年以下の懲役若しくは禁錮または 50 万円以下の罰金である。

人の社会的評価を害するに足りる事実であることが要求されており、事実を摘示するための手段には特に制限がなく、『インターネットの掲示板で書き込む』『張り紙で噂を広める』『街宣車を動かして噂を宣伝する』などの場合であっても成立する。

侮辱罪（刑法 231 条）。

- ・ 事実を摘示しないで、公然と人を侮辱することを内容とする犯罪である
民法では「不法行為（709 条以下に規定）によってこうむった被害に対して損害賠償を求める権利」が認められている

威力業務妨害（刑法 234 条）

- ・ 店内で、店員の制止に従わず、大声を出し続ける
3 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金

脅迫罪（刑法 222 条）

- ・ 謝罪の姿勢を示し、常識内の賠償を提案しているにもかかわらず、執拗に「どうしてくれるんだよ！！」と迫り続けると、2 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金

恐喝罪（刑法 249 条）

- ・ 「許して欲しければ金を出せ」と言ってお金の受け取りが成立したら、10 年以下の懲役

恐喝未遂罪（刑法 250 条）

- ・ 最終的に金を受け取りがなくても、要求しただけで同じく、10 年以下の懲役

強要罪（刑法 223 条）

- ・ 無理やり土下座させたり、謝罪文を書かせれば 3 年以下の懲役（未遂でも適用される）

不退去罪（刑法 130 条）

- ・ 「どうぞお引取りください」と伝えたが「納得できない」と居座り続けたら、3 年以下の懲役または 10 万円以下の罰金

軽犯罪法（第 1 条）

4. 生計の途がないのに、働く能力がありながら職業に就く意思を有せず、且つ、一定の住居を持たない者で諸方をうろついたもの

警察犯処罰令（廃止済み）1 条 3 号に規定されていた「浮浪罪」に相当する。別件逮捕の別件として利用され高裁で違法と判断されたことがある。

5. 公共の会堂、劇場、飲食店、ダンスホールその他公共の娯楽場において、入場者に対して、又は汽車、電車、乗合自動車、船舶、飛行機その他公共の乗物の中で乗客に対して著しく粗野

別紙「関係法令の用語等」

又は乱暴な言動で迷惑をかけた者

9. 相当の注意をしないで、建物、森林その他燃えるような物の附近で火をたき、又はガソリンその他引火し易い物の附近で火気を用いた者。火災に発展した場合は重過失失火罪になる。
10. 相当の注意をしないで、銃砲又は火薬類、ボイラーその他の爆発する物を使用し、又はもてあそんだ者。政府の許可がないまま銃砲や火薬類を所持した場合は、銃刀法違反や火薬類取締法違反に問われることもある。
11. 相当の注意をしないで、他人の身体又は物件に害を及ぼす虞のある場所に物を投げ、注ぎ、又は発射した者
程度によっては、威力業務妨害罪に問われることもある。
12. 人畜に害を加える性癖のあることの明らかな犬その他の鳥獣類を正当な理由がなくて解放し、又はその監守を怠ってこれを逃がした者
条件次第では、威力業務妨害罪・偽計業務妨害罪に問われることもある。
13. 公共の場所において多数の人に対して著しく粗野若しくは乱暴な言動で迷惑をかけ、又は威勢を示して汽車、電車、乗合自動車、船舶その他の公共の乗物、演劇その他の催し若しくは割当物資の配給を待ち、若しくはこれらの乗物若しくは催しの切符を買い、若しくは割当物資の配給に関する証票を得るため待っている公衆の列に割り込み、若しくはその列を乱した者
14. 公務員の制止をきかずに、人声、楽器、ラジオなどの音を異常に大きく出して静穏を害し近隣に迷惑をかけた者
24. 公私の儀式に対して悪戯などでこれを妨害した者
程度によっては、威力業務妨害罪・偽計業務妨害罪・礼拝所及び墳墓に関する罪に問われることもある。
27. 公共の利益に反してみだりにごみ、鳥獣の死体その他の汚物又は廃物を棄てた者
程度によっては、廃棄物処理法違反に問われることもある。
28. 他人の進路に立ちふさがって、若しくはその身边に群がって立ち退こうとせず、又は不安若しくは迷惑を覚えさせるような仕方他人につきまとった者
条件が該当すれば、ストーカー規制法、配偶者暴力防止法、児童虐待防止法、暴力団対策法に問われることもある。
29. 他人の身体に対して害を加えることを共謀した者の誰かがその共謀に係る行為の予備行為をした場合における共謀者
30. 人畜に対して犬その他の動物をけしかけ、又は馬若しくは牛を驚かせて逃げ走らせた者
程度によっては、威力業務妨害罪や偽計業務妨害罪に問われることもある。
31. 他人の業務に対して悪戯などでこれを妨害した者
程度によっては、威力業務妨害罪や偽計業務妨害罪に問われることもある。
32. 入ることを禁じた場所又は他人の田畑に正当な理由がなくて入った者
さく等に囲まれた建造物の敷地に侵入する行為は住居侵入罪に該当する。
33. みだりに他人の家屋その他の工作物にはり札をし、若しくは他人の看板、禁札その他の標示物を取り除き、又はこれらの工作物若しくは標示物を汚した者
程度によっては、器物損壊罪や建造物損壊罪に問われることもある。

別紙「関係法令の用語等」

34. 公衆に対して物を販売し、若しくは頒布し、又は役務を提供するにあたり、人を欺き、又は誤解させるような事実を挙げて広告をした者
悪徳商法の一つ、催眠商法がこれに相当。

日本国憲法（一部抜粋）

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十七条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

第三十一条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

「路上ライブ」

「路上ライブ」は、歌詞やパフォーマンス等により意見等を外部に伝達する「表現の自由」（21条1項）として憲法上は保障されている。

としても、「公共の福祉」に基づく最小限の制約に服する（憲法13条後段）。

ただし、目的を達成できるボリュームに抑えて、邪魔にならない場所とする路上ライブまで全面禁止するのは、最小限の制約とはいえないようである。

※ 法令違反が適用できる場合

○ 「軽犯罪法」第1条

14 公務員の制止をきかずに、人声、楽器、ラジオなどの音を異常に大きく出して静穏を害し近隣に迷惑をかけた者

○ 「道路交通法」の規定による

「警察署長の許可を受けなければならない行為」として

兵庫県道路交通法施行細則 第11条 (7)に「道路において、人が集まるような方法で、演説、演芸、奏楽、映写等をし、又は拡声機、ラジオ、テレビジョン等の放送をすること」の規定がある。

「スケードボード」

「スケードボード」については、道路交通法では、車両扱いであり、交通のひんぱんな道路で乗り、違反した場合、車両扱い5万円以下の罰金となる。

別紙「関係法令の用語等」

「東京地裁平成 24 年 7 月 20 日判決は、『交通のひんぱんな道路』をスケートボードで走行することが道路交通法 76 条 4 項 3 号で禁止されている」

【道路交通法 第五章 道路の使用等】

●第一節 道路における禁止行為等●

交通のひんぱんな道路において、球戯をし、ローラー・スケートをし、又はこれらに類する行為をすること。

「交通のひんぱんな道路」で乗ると道路交通法違反となり、5 万円以下の罰金となる（第 76 条）
ローラー・スケートに類する行為としては

「スケートボード、アイススケート、バドミントン、羽根つき、石けり、フラフープ、凧揚げ、鬼ごっこ、竹馬乗り等」

※ 昭和 34 年 4 月 16 日の名古屋高等裁判所の判決の中で、「1 時間あたり、原付 30 台、自転車 30 台、歩行者 20 名程度（つまり 4 輪や自動 2 輪は来ないということですね）の場合は、交通のひんぱんな場所とはいえない」という判断が出ている。

但し、スケートボードやキックボードが歩行者と接触し、事故となったケースでは、道交法違反に問われている。

道路交通法

（禁止行為）

第 76 条 何人も、信号機若しくは道路標識等又はこれらに類似する工作物若しくは物件をみだりに設置してはならない。

2 何人も、信号機又は道路標識等の効用を妨げるような工作物又は物件を設置してはならない。

3 何人も、交通の妨害となるような方法で物件をみだりに道路に置いてはならない。

4 何人も、次の各号に掲げる行為は、してはならない。

一 道路において、酒に酔って交通の妨害となるような程度にふらつくこと。

二 道路において、交通の妨害となるような方法で寝そべり、すわり、しやがみ、又は立ちどまつていること。

三 交通のひんぱんな道路において、球戯をし、ローラー・スケートをし、又はこれらに類する行為をすること。

四 石、ガラスびん、金属片その他道路上の人若しくは車両等を損傷するおそれのある物件を投げ、又は発射すること。

五 前号に掲げるもののほか、道路において進行中の車両等から物件を投げること。

六 道路において進行中の自動車、トロリーバス又は路面電車に飛び乗り、若しくはこれらから飛び降り、又はこれらに外からつかまること。

七 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が、道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあると認めて定めた行為

罰則（3 月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金となる）

第 1 項及び第 2 項については第 118 条第 1 項第 6 号、第 123 条 第 3 項については第 119 条第 1

別紙「関係法令の用語等」

項第 12 号の 4、第 123 条 第 4 項については第 120 条第 1 項第 9 号)

兵庫県「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」

●親告罪でないため、被害者の告訴がなくても摘発することができる●

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等を防止し、もって住民生活の平穩を保持することを目的とする条例である。

(粗暴行為(ぐれん隊行為等)の禁止)

第 3 条

2 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、人に対して、不安を覚えさせるような卑わいな言動をしてはならない。

(罰則)

第 11 条

第 3 条第 2 項又は第 5 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に違反した者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

2 常習として前項の違反行為をした者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

「姫路のまちを美しく安全で快適にする条例」 禁止行為

○ 空き缶等の投げ捨ての禁止

何人も、公共の場所にみだりに空き缶等(飲料を収納していた缶、瓶その他の容器、食べ物を収納していた容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他のごみ)の投げ捨てをしてはならない。

○ 自動車等の放棄の禁止

何人も、公共の場所にみだりに自動車等(自動車、原動機付自転車、その他の車両、家具及び家電製品)を放棄し、若しくは放棄させ、又はこれらの行為をしようとする者に協力してはならない。

○ 飼い犬のふんの放置の禁止

飼い犬の所有者又は占有者は、当該飼い犬が公共の場所においてふんをはいせつした場合には、当該ふんを放置してはならない。

○ 路上喫煙の禁止

何人も、路上喫煙禁止区域(姫路城周辺及び大手前通り)において、喫煙行為(公共の場所(灰皿設置場所を除く)において、たばこを吸うこと及び火のついたたばこを所持すること)をしてはならない。

○ 禁止行為を行った場合

ごみの投げ捨て行為 2 万円以下の罰金に処せられます。

喫煙行為(灰皿設置場所を除く) 1,000 円の過料を科せられます。条例の指定区域

「姫路市自転車等の駐車秩序に関する条例」 放置自転車対策

別紙「関係法令の用語等」

- 姫路駅周辺を放置禁止区域（終日）、放置準禁止区域（午後 8 時～翌日午前 10 時）に指定し、区域内に放置された自転車、原付バイクは警告後、直ちに撤去している。
- その他の区域については、警告札を付けた後、一週間経過したものを撤去している。
- 撤去された自転車、原付バイクは自転車保管場所に移送し、60 日間保管。
保管期間が経過したものは処分

返還時間

年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く火曜日～日曜日の 9 時～18 時

返還を受けるのに必要なもの

- 自転車の鍵
- 印鑑
- 住所・氏名を明らかにできるもの

移送保管料

- 自転車は 2,000 円
- 原付バイクは 4,000 円

※ 道路上に自転車が放置されている（乗り捨てられている）ときはどうしたらよいの？

市道上（姫路駅北駅前広場、交通広場、東西自由通路等含む）であれば、警告札を貼付け、一週間放置しているものは撤去していますが、

その他の公共的な場所では、盗難自転車の可能性があるため、まずは「防犯登録番号」「車体番号」で最寄りの「姫路駅前交番」で盗難車かどうかの確認をしてもらいます。盗難届が提出されている場合は、警察署での対応となります。盗難届の提出がなく、所有者がわからない場合は、姫路市 道路総務課にご連絡ください。

市道以外の県道及び国道の場合は、それぞれの道路管理者に連絡をお願いします。なお、私道や私有地内での放置については、市では対応できませんので、それぞれの所有者・管理者の権限によることとなります。

公の施設とは

「公の施設」の設置・利用について、地方自治法第 244 条に規定があり、「姫路駅北にぎわい交流広場」は、地方自治法第 244 条の 2 規定により、設置及び管理事項を条例で定めた本市の「公の施設」である。

地方自治法

第 244 条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第 3 項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

- ・ 公の施設の設置、管理および廃止（244 条の 2）

別紙「関係法令の用語等」

設置及び管理は、条例で定めなければならない。(同上第1項)

○「姫路駅北にぎわい交流広場」

- ・「公の施設」として、平成26年12月22日に、姫路市市議会の議決を受け、平成27年4月1日から条例を施行している。
- ・姫路駅北にぎわい交流広場条例、同規則、同要綱、同使用規約等を定めている。

「姫路駅北にぎわい交流広場条例」(抜粋)

(使用許可)

第6条 次の各号に掲げる施設の全部又は一部を、それぞれ当該各号に定める行為を実施する目的で占有使用をしようとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、市長の許可(以下「使用許可」という。)を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) キャッスルガーデン、キャッスルガーデン北広場及び中央地下通路

ア 不特定多数の者の飲食、買物等の場の用に供すること。

イ 不特定多数の者を対象に興行をすること。

ウ 公益的な募金その他これに類する行為をすること。

エ 展示会、集会その他これらに類する催しをすること。

オ 広告物又はこれに類する物の表示及び情報発信を行うこと。

(2) キャッスルビュー及び連絡デッキ 公益上必要と認められる行為(物品の販売その他の営利行為は除く。)

2 市長は、使用許可に際し、にぎわい交流広場の管理上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可をしない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) にぎわい交流広場の設置の目的に反する使用をし、又はそのおそれがあると認めるとき。

(3) にぎわい交流広場の施設、施設の附属設備、器具、備品等(以下これらを「施設等」という。)を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあると認めるとき。

(4) にぎわい交流広場の管理に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。

(5) その他市長が不相当と認めるとき。

(行為の禁止)

第15条 何人も、にぎわい交流広場において次に掲げる行為をしてはならない。

(1) にぎわい交流広場の施設等を汚損し、損傷し、又は亡失すること。

(2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる行為をし、又はこれらのおそれのある物品若しくは動物の類を携帯すること。

(3) 許可なくして物品の販売、宣伝その他営利行為をすること。

(4) 許可なくして印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示すること。

- (5) 許可なくして寝泊まりすること。
- (6) 許可なくして火気を使用すること。
- (7) 許可なくして車両を乗り入れ、又は留め置くこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、にぎわい交流広場の利用及び管理に支障がある行為をすること。

「姫路駅北にぎわい交流広場使用規約」

※規約の4頁 参照

■禁止行為■

・にぎわい交流広場においては、次に掲げる行為は禁止しています。イベントの実施中に当該行為が確認された場合、ただちに使用を中止させていただきます。

- ①広場の施設、備品等を汚損し、損傷し、又は亡失すること。
- ②他人に危害を及ぼし、もしくは他人に迷惑となる行為をし、又はこれらのおそれのある物品もしくは動物の類を携帯すること。
- ③火気類（プロパンガス、カセットコンロ、発動発電機等）を使用すること。
ただし、市長が特に必要があると認め、安全管理体制が確保されるときは、この限りでない。
- ④火災、爆発その他の危険を生ずるおそれのある行為をすること。
- ⑤車両を乗り入れ、又は留め置くこと。
ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- ⑥非常時における避難の際に支障となる囲い、ついたてその他の物品を設置すること。
- ⑦ごみ、空き缶その他汚物を捨てること。
- ⑧その他、広場の利用及び管理に支障がある行為

■使用の制限■

・次の事項に該当する場合は、使用の申請を不許可といたします。また、このために生じた損害については、一切の責任を負いません。

- ①公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認める場合
- ②広場の設置目的に反する使用をするおそれがあると認める場合
- ③広場の施設、備品等を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあると認める場合
- ④その他、広場の管理に支障を及ぼすおそれがあると認める場合

※規約の6頁 参照

■使用の変更及び取消■

(1)使用許可の取消

次の事項に該当する場合は、使用許可を取り消すことがあります。

- ①前述の使用の制限に該当する場合
- ②条例もしくは規則又は使用許可条件に違反して使用し、又は使用しようとする場合

別紙「関係法令の用語等」

- ③偽りその他不正な手段により使用許可を受けた場合
- ④公益上やむを得ない事由が生じた場合
- ⑤支払期限までに使用料の納付がない場合
- ⑥申請書に記載の使用目的等に著しく違反して使用のおそれが生じたとき、又は申請内容と著しく内容が異なる使用を行った場合
- ⑦災害、事故その他非常の事態の発生により、施設の改修、機械又は設備の修理等を緊急に行う必要が生じた場合
- ⑧使用者が姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第2条第1号及び同条第2号に掲げる暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者に該当し、又は該当していたことが判明した場合

○集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例「昭和26年2月1日、条例第1号」

第1条 道路その他公共の場所で、集会若しくは集団行進を行おうとするとき、又は場所のいかんを問わず、集団示威運動を行おうとするときは、公安委員会の許可を受けなければならない。

「集会」とは

- ・ 多くの人々が、共通の目的をもって、ある場所に集まること。また、その集まり。「一結社の自由」「公園で一する」、一時的なものを集会、継続的なものは結社
- ・ 集会の自由（しゅうかいのじゆう）とは、人権としての自由権の一種であり、ある特定の課題に対する賛同者などの集団が、政府等の制限を受けずに一堂に会する自由を指す。
一般的に、広義の表現の自由の一環として理解・保護される。歴史的には、現行政府に反対する勢力が集会を行うことに対して、それを嫌う政府が集会を制限して活動を抑圧する例があることから、表現の自由の中でも、政治的活動の自由ないしは参政権の前提としての政治的側面を有する権利として理解されている。

罰則等の条例への適用（法律の授権が必要）

- 条例の実効性の担保については、地方自治法は、第14条第3項の規定により、「2年以下の懲役・禁錮、100万円以下の罰金、拘留、科料もしくは没収又は5万円以下の過料を課することができる。」としている。
ただし、**刑罰を定めるには、法律の授権が相当程度に具体的であり、限定されていることが必要とされている。**（最高裁判例）
- 罰則を設けるためには、当該行為の発生頻度や違法性の度合い、法律の授権の有無はもとより、他の法律、条例等での規制の可能性などについても、十分な検討が必要とされる。
- さらに、罪刑法定主義（憲法第73条第6号）や適正手続の補償（憲法第31条）、法の下での平等（憲法14条）との関係もあることから、条例そのもので刑罰を定めるのは、かなり慎重な

別紙「関係法令の用語等」

議論が必要とされる。

- 他都市では、栃木市が「栃木市駅前広場等迷惑行為防止条例」を定めている例があるが、禁止行為のみを規定しており、罰則は設けていない。
- 本市においても、設置管理条例に罰金等を規定したものは見当たらず、規定するのであれば、姫路市の駅前広場全般の規制条例として構成するなど検討することが妥当であると考えられる。
- 当面は、表示看板などによる啓発や指導、スポーツパークへの誘導などを行いながら、道路交通法や県の迷惑防止条例（「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」）や当条例の禁止行為を根拠とし、警察との連携を強化することで、対応していきたい。
- また、「直接強制」や「課徴金」などの強制手段を規定することは、現行の地方自治法上認められていない。

「行政指導」は、法的拘束力のない協力要請

- ・ 行政が、市民に対して強制力を伴わない形で一定の行動を求めることを行政指導という。

○ 行政手続法 2 条 6 項（行政指導の定義）

行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であつて処分に該当しないものをいう。

- ・ 行政指導とは、非権力的手段によって市民を誘導し、市民の自発的協力を得て行政目的を実現しようとするもの と言ふことができる。
- ・ 行政指導に、法的根拠は必要ない
- ・ 行政指導は、権限や法律、一般原則から逸脱してはならない
つまり、行政指導を行うにあたり法律の根拠は不要だが、法律に抵触する内容であること、実質的に強制に等しい行為をすること、は許されないということである。

・ 明確性の確保

不明確、恣意的な行政指導を防ぐ目的で、行政指導の方式にも制約がある。

（行政手続法 35 条）

相手方に対して、行政指導の趣旨、内容、責任者を明確に示さなければならない
行政指導が口頭でされた場合において、相手方から趣旨、内容、責任者を記載した書面の交付を求められたときは、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない
（ただし、その場で完了する行政指導、すでに書面等が交付されている場合は除く）

さらに複数の者に対する行政指導においては、あらかじめ、行政指導指針を定め、これを公表しなければならない

（行政手続法 36 条）

行政指針を定めるにあたっては、意見公募手続を取る必要がある。

損害賠償請求（国家賠償法）

・行政指導に従ったことで損害が生じた場合などでは、多くの判例で、国家賠償法1条による損害賠償請求が認められている。

「国家賠償法」は、

- ① 「公権力の行使」に基づく賠償責任（第1条）
- ② 「公の営造物」の設置・管理の瑕疵に基づく賠償責任（第2条）
を定めている。

○公権力の行使に基づく賠償

国家賠償法 第一条

国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

2 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体が、その公務員に対して求償権を有する。

賠償の「要件」

第1条が規定する「公権力の行使」に基づく賠償責任の「成立要件」は以下

「成立要件」

- ① 公権力の行使にあたる公務員の行為である
- ② 職務を行うにつきなされたものである
- ③ 加害行為に違法性がある
- ④ 公務員に故意・過失がある。
- ⑤ 損害の発生

「公権力の行使」にあたる

国家賠償法1条による国等の賠償責任は

「公権力の行使に当たる」公務員の不法行為、に限定される。

ここでいう「公権力の行使」は、非常に幅広い行政活動が対象となる。

行政指導や情報提供など、「権力」という表現にそぐわない行政活動についても

国家賠償の対象として認められ、例えば公立学校での授業における事故でも1条が適用される。

（これは行政事件訴訟法における公権力の行使の厳格な解釈と対照的である）

*なお、「公権力の行使」は、行政権だけではなく、司法権、立法権も含まれる。

「公務員」の行為

ここでいう「公務員」は、国家公務員法や地方公務員法の適用になる公務員に限定されない。

たとえ私人であっても、委託などによって「公務」を遂行していれば、公務員として扱われる。

例えば、法により義務付けられた予防接種を国から委託され行った民間の医師は、公務員として扱われる。

「故意・過失」「違法」

別紙「関係法令の用語等」

国家賠償法1条は、「故意又は過失」を賠償の要件としており、「過失責任主義」である。
(無過失責任、結果責任ではない)

ただし、何を「過失」とし「違法」とするかについて実際の認定において問題となる場合が多く、
具体的ケースに応じて判断することになる。

「故意」については、

「職務を執行するにあたり、当該行為によって客観的に違法とされる事実が発生することを認識しながらこれを行う場合をいう」という判例もあり、判定は難しくない。

「過失」「違法性」については

「職務上通常尽くされすべき注意義務を尽くさなかった」という一種の注意義務違反とらえ、
判断するケースが多い。

効果

請求が認容された場合、国または公共団体に賠償責任が発生する。

国・公共団体は、選任・監督につき過失のないことを立証しても、賠償責任を免れることはできない。

加害公務員への求償は、

- ・当該公務員に「故意」または「重過失」があった場合のみ認められる。
- ・被害者が、加害公務員に対して、直接、損害賠償請求をすることはできない

接遇（応接）基本マニュアル

このマニュアルの内容はあくまでも基礎知識ですので、その時の状況・場面に適した対応・サービスができるようスキルアップに努めてください。

1 基本的なこと

- ① 丁寧な挨拶を心掛ける（まずは挨拶、笑顔で応接）
- ② 適切な言葉遣いで応接する（尊敬語、謙譲語、丁寧語を遣えるように）
- ③ 身だしなみを整え、周りをきれいに（名札を着用、清潔、清掃、整理、整頓）
- ④ 手元に説明資料を用意しておく（使用規約、パンフレット、チェックシートなど）
- ⑤ 常に、落ち着いて応接できるよう心掛ける（まずはあせらずに）

2 基本的な接遇態度

- ① 常に、穏やかでやさしい感じとやわらかい笑顔で
- ② 機転を働かせ、迅速に処理
- ③ すべての相手を尊重し、平等に対応
- ④ 質問には正確な応答を
- ⑤ 常に自らの健康に留意し、体調を管理（十分な睡眠確保、適時な運動や休息等）

3 基本的なクレーム・トラブルへの対応

- ① まず相手方の立場に立ち、態度や言葉遣いに気を付ける・・・気持ちを落ち着かせる
- ② 相手方の言い分をよく聞く・・・何に対する怒りなのかを把握する、聞き上手
- ③ おだやかな話し方・やさしい表情で聞く・・・話し途中で弁解や議論はしない
- ④ 相手方の主張が間違い・勘違いでも、説明は急がない・・・状況で場所・人・時間変更
- ⑤ できるだけ記録を残す・・・まず内容をメモ、報告書作成、録音・録画は慎重に対応

4 話し方のテクニックを覚える

禁句 : 「だめ」「だめです」「できません」「知りません」「やれません」

常套句 「おはようございます」「こんにちは」
「いらっしゃいませ」「こちらへ・・・ください」
「お名前を伺ってもよろしいでしょうか」「どのようなご用件でしょうか」
「ありがとうございました」
「お気をつけて・・・」「お疲れ様でした・・・」

① 前置きとして使う言葉

「あいにくですが」、「恐れ入りますが」、
「ご面倒ですが」、「申し訳ございませんが」、
「ご足労をお掛けしますが」、「お手数をお掛けしますが」、
「申し上げにくいのですが」、「お言葉を返すようですが」、
「おっしゃることは分かりますが」
「失礼ですが」、「お差し支えなければ」

② 命令形を依頼形に 「〇〇はしないでください」を

「〇〇は、いたしかねます、△△でお願いします」に

③ 否定形は避け、肯定形に 「〇〇はできません」を

「△△すると〇〇できます」に

状 況	表 現
尋ねるとき	「失礼ですが、どちら様でしょう」
頼むとき	「恐れ入りますが、〇分ほどお待ちいただけますでしょうか」
わびるとき	「申し訳ございませんが、すぐには分かりかねます」
要望にこたえられないとき	「あいにくですが、〇〇はいたしかねますのでご了承お願いします」
再度来訪を頼むとき	「ご足労ですが、〇時にお越しく下さい」

了解を得るとき	「差支えなければ、こちらに住所・氏名をお書きください」
言いにくいことを言うとき	「申し上げにくいのですが、この件はただいま取扱できません」
面倒なことを頼むとき	「ご面倒をおかけしますが、〇〇をお願いします」

ポイント（話し方）

結論を述べる前に、そのニュアンスを伝えるクッション言葉を添える。

否定するときも「クッション言葉」を活用する。謙虚で柔らかな表現となる。

<u>好ましくない表現</u>	⇒	<u>好ましい表現</u>
何の用ですか		どのようなご用件でしょうか
ちょっといいですか		今よろしいですか
名前は？		お名前を伺ってもよろしいでしょうか
どうですか		いかがですか
ないです		ございません
できません		いたしかねます
すみませんが		お手数ですが、恐れ入りますが
少し待ってください		少々、お待ちください
ごめんなさい		申し訳ございません
すみません		失礼いたしました
		ご迷惑をお掛けいたしました
席にいません		席を外しております
言っておきます		申し伝えます

敬語は3種類あります。それぞれの意味・用途を理解し、適切に使い分けるように。

- 尊敬語：相手の動作等を自分より上位として扱う。
- 謙譲語：自分がへりくだって、相対的に相手を上位に置く。
- 丁寧語：立場に関係なく、丁寧な表現で相手に敬意を払う

「参考」用語例集

もとの形	尊敬語	謙譲語
	～れる・られる お～になる（される）	お～する（いたす） お～いただく
書く	書かれる お書きになる	お書きになる お書きいただく
読む	読まれる お読みになる	お読みする お読みいただく
送る	送られる お送りになる	お送りする お送りいただく
行く	いらっしゃる	参る
来る	おいでになる	伺う
する	なさる	いたす
言う	おっしゃる	申す・申し上げる
見る	ご覧になる	拝見する
食べる	召し上がる	いただく
会う	お会いになる	お目にかかる
聞く	お聞きになる	伺う、承る、拝聴する
知っている	ご存じである	存じている 存じ上げている
もらう	お受けになる お受け取りになる	いただく 頂戴する
あげる		差し上げる
くれる	くださる	
見せる	お見せになる	お目にかける ご覧に入れる

もとの形

わたし・ぼく、
受付の人・担当の人
連れの人・持っている人
できません
わかりません

(電話の受け答え)

ちょっと声が聞こえないのですが
何の用ですか
どうですか
わかりました
あります・ないです

丁寧語

わたしたち わたくし、わたくしども
受付の者・担当の者
お連れの方・お持ちの方
いたしかねます
わかりかねます

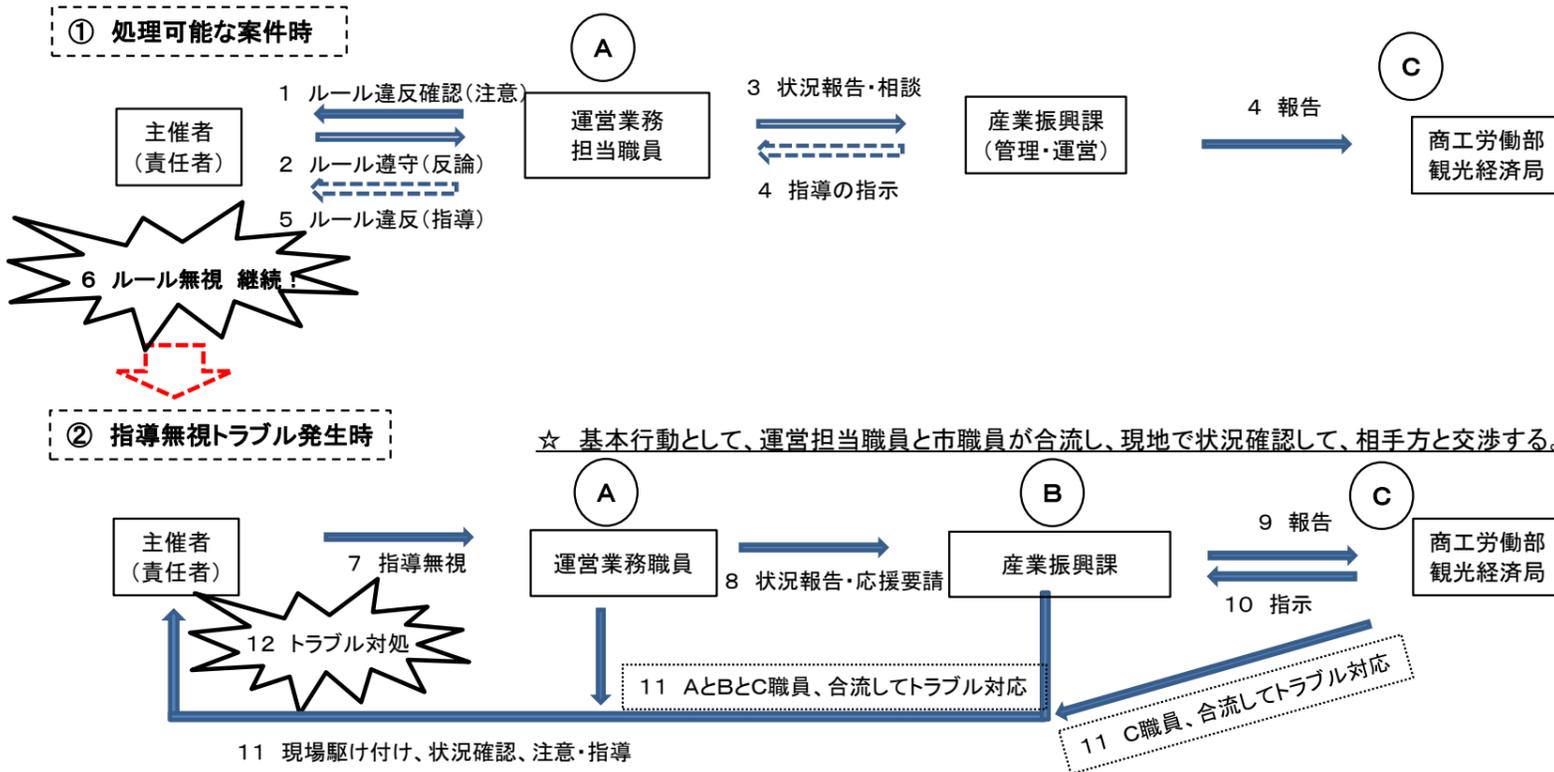
少しお電話が遠いようですが
どのようなご用件でしょうか
いかがでしょうか
かしこまりました
ございます・ございません

姫路駅北にぎわい交流広場運営業務に係るトラブル等処理について

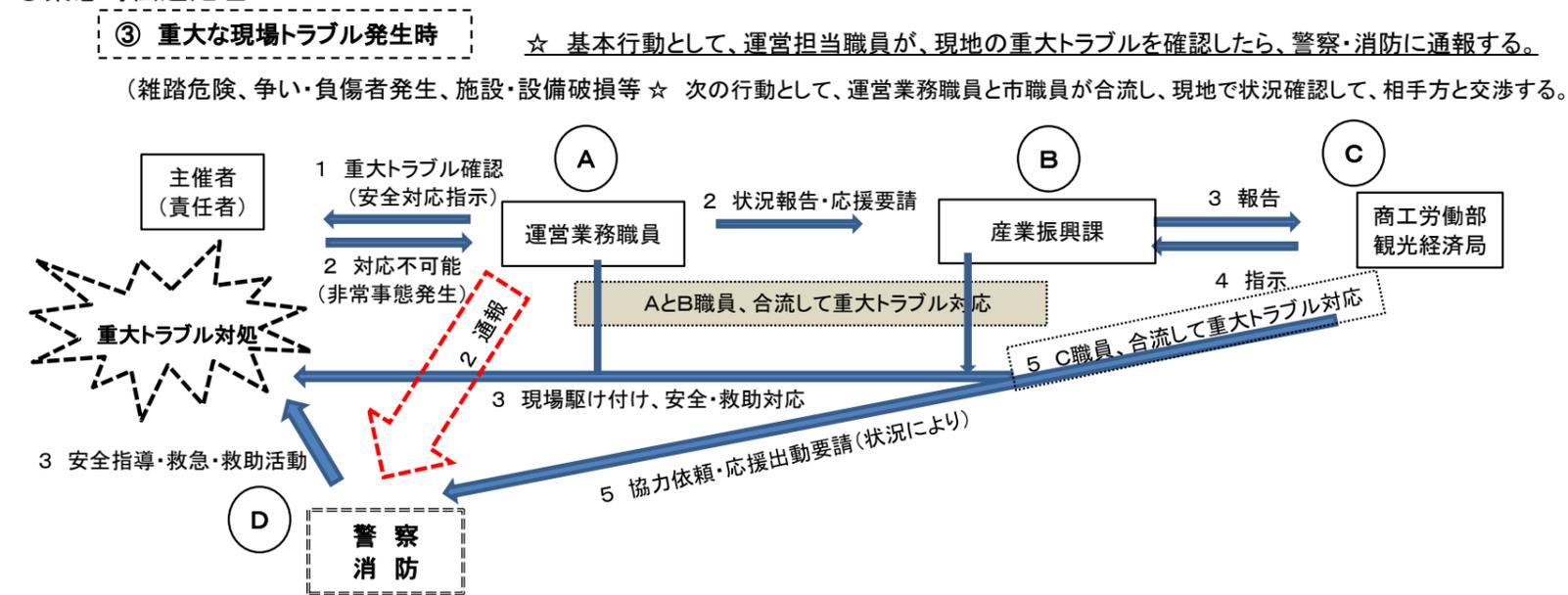
令和8年2月作成

※ 緊急時等対応フロー・連絡体制表

○通常時伝達処理



◎緊急時伝達処理：



連絡先(緊急時)

	運営業務受託者	順番	担当者名	連絡先	携帯電話
A	にぎわい交流広場ステーション	①	—	079-287-0363	080-1416-1416
	(受託業者)	②			
B	姫路市(管理・運営担当)	順番	担当者名	連絡先	携帯電話
	産業振興課 広場運営担当	①		079-221-2453	
	産業振興課 広場管理担当	①			
	産業振興課 係長	②			
	産業振興課 主幹	②			
C	姫路市(観光経済局)	順番	担当者名	連絡先	携帯電話
	商工労働部長	③			
	観光経済局長	③		—	—
D	緊急通報 連絡先	順番	担当部署	連絡先	
	雑踏危険、争い時		姫路警察署	079-222-0110	
	救急・救助時		消防署	079-223-0003	
	〃		東消防署	079-288-0119	

イベント開催に係る関係機関・主な法令等

H280104 改訂

姫路警察署	警察法、道路交通法、刑法、軽犯罪法、銃砲刀剣類所持等取締法（銃刀法）、警備業法、遺失物法、青少年愛護条例・公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（兵庫県）
姫路東消防署	消防法、姫路市火災予防条例、火薬類取締法、高圧ガス取締法
姫路市保健所	興行場法、地域保健法、食品衛生法、環境基本法
労働基準監督署	労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、労働基準法、労働者派遣業法
姫路市 建築指導課	建築基準法、建築基準法施工令、建設業法、懸垂物の安全指針、工作物（ジェットコースターなど）の安全指針、福祉のまちづくりに関する条例（兵庫県）
開催場所の 管理官庁	屋外広告物法、姫路市屋外広告物条例、姫路駅北にぎわい交流広場条例（道路法、道路運送法）
実施・運営	景品表示法、民法、下請法、個人情報保護法、出入国管理及び難民認定法、著作権法、電波法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、姫路のまちを美しく快適にする条例（路上喫煙禁止等）、姫路市自転車等の駐車秩序に関する条例（路上駐輪禁止）
コンテンツ制作	電気用品安全法、騒音規制法、＜ワシントン条約＞、＜肖像権＞

- 警察関係（事前に相談、参加が200人を超すと予想され、雑踏警備の検討が必要な場合等）
 - ・不特定多数を集めるイベントは、防犯体制・雑踏警備。（警察法）
 - ・一般通行に供する通路を、交通以外の目的で使用する場合。「道路使用許可」（道路交通法）
 - ・日本刀などを展示する場合は、銃砲刀剣類所持等取締法（銃刀法）。
- 消防・保健所関係（事前に相談）
 - ・不特定多数の来場者が集まるイベントは「消防署」へ届出。（自衛消防隊、避難路確保、地下空間は防災対応、電気熱源器具）
 - ・イベント会場における飲食物の提供や営業活動は、「保健所」へ相談。
- その他（法律・条例等による規制等）
 - ・音量等の騒音規制基準 「単位：デシベルdB」
昼間（8～18h）65dB、朝（6～8h）夕（18～22h）60dB、夜間（22～6h）50dB
 - ・不当・誇大・虚偽表示など法令違反品
 - ・刀剣・危険物・たばこ・酒類など許認可品
 - ・設置工作物の事故防止対策指導など
 - ・公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（迷惑防止条例：兵庫県）
 - ・屋外広告物条例（イベント告知の看板、立看板、貼り紙、貼り札など当条例基準を遵守）
 - ・姫路のまちを美しく快適にする条例（路上喫煙・ゴミポイ捨て禁止区域等）
 - ・姫路市自転車等の駐車秩序に関する条例（路上駐輪禁止区域）
 - ・火気使用禁止（電気熱源器具は可）但し、要事前相談、15アンペア（100ボルト）まで

イベント主催者に、予め認知させておく必要がある法令違反事項等

売ってはいけない商品等の事例 メーカーや警察の摘発を受ける場合(●の記載事項)

「販売行為」

- コピー商品（ニセブランド商品～バッグ・時計・アクセサリ・洋服・Tシャツなど）の販売、骨董品のサギ販売（時代・産地など）・無許可銃刀など
- 盗品・偽ブランド品・DVDなど違法コピー商品・銃刀法違反・その他各種違法品
- 登録キャラクターの無断使用・無断加工品・著作権侵害・肖像権侵害などのもの
- 薬品全般（農薬・医薬部外品・一部塗料、含む）
- 刀剣・危険物・たばこ・酒類など許認可が無いもの（銃刀法・酒類販売業免許・たばこ小売販売許可）、刀剣類は必ず登録証を表示する、模造刀は不可（模擬刀は「模擬刀」と表示する）
模造拳銃・模擬銃器は不可（いずれの場合も、展示・持ち運び・保管には法的規制がある）
- 全ての象牙製品・タイマイ（海亀・べっ甲）の甲羅と端材・トラやヒョウなどの毛皮とはく製、など許可を受けていないもの（経済産業省・環境省・ワシントン条約）⇒事業者登録・製品登録が必要
- わいせつ物・児童ポルノ・裏ビデオ（本・DVDなど）
- 自家製の化粧品（人体に使用するもの）、自家製石鹸など（人体に使用する可能性のあるもの）は、『人体使用不可表示』＋『製造者・販売者・連絡先』の法的表示義務あり
- 酒類・たばこ等の許認可を受けていないもの（税務署・国税局）
家庭で不要になった酒類を出品するのは法律には触れないが、飲酒運転に注意。

「保健所の許可・届出・指導が必要な事項」 ○は販売することができる

「飲食物・生鮮食品類等の加工、販売等」

- 飲食品調理加工出店は、保健所許可業者＋消防署許可業者
- ジュース・コーヒーなどの開栓・コップ入れ販売・現場での調理加工販売などは要許可（保健所の許可必要）
- やきいも（切断・加工）・ポン菓子（保健所に事前相談）
ただし、火気・発電機使用は禁止（電気熱源器具は可、他の火気は禁止）
- 野菜・果物は、調理・加工していなければ可
- その他一般食料品店で売られているもの（保健所許可品）をそのままの外装状態での販売は可（消費期限注意）
- 鮮魚類、ペット亀（スッポン含む）・蛇・トカゲなどの爬虫（はちゅう）類（保健所）
- カブト虫など昆虫は可。めだかなど生きている観賞魚は可。
- 食用鮮魚（魚介類販売業）、食肉（食肉販売業）、乳類（乳類販売業）は許可が必要。
- 犬・猫など哺乳類、小鳥・ひよこなど鳥類、は「無料譲渡」のみ可（保健所届出）、販売は動物取扱業の許可が必要。

使用者が守らなければならない事項

警察署

私有地のイベント等、公道に面している場合は、路上に人が立ち止まるような行為は禁止されている。また、人が車道にあふれるような状況になった場合は、警察の中止命令に従わなければならない。

(1) 警察法

公共の安全と秩序を守ることが警察法の目的である。

デモ行進や花火大会、マラソン大会や広域的に実施するイベントは、その安全対策について警察署の指導を受ける必要がある。雑踏警備にあたっては、警察署の協力が不可欠であるので、事前にイベント主催者から警察署に相談してもらうよう指導する。(概ね 200 人以上の参加が見込まれる場合)

(2) 道路交通法、道路法

イベントの実施で最も抵触しやすい法律が道路交通法である。

道路における危険を防止することが道路交通法の重要な目的である。

イベントで利用したり、物を置いたり、作業したりするなど、交通以外の目的で使用する場合、「道路使用許可」や「道路占用許可」(道路法)を得る必要がある。

公共の利益のために実施されるイベントであっても、簡単に道路の使用などを許可されることはない。

道路の使用により、交通に影響のある場合、道路交通法に基づく道路使用許可を所轄警察署長に申請しなければならない。

イベントの実施によって発生する交通障害を、交通誘導員の配置などによって、できるだけ軽減する努力と体制が求められる。

道路やその上空・地下に、物を設置して継続的に使用することを「道路占用」といい、道路(施設)管理者の許可を得る必要がある。

道路管理者は、国道の場合は国(国道事務所、兵庫県)、県道の場合は兵庫県、市道の場合は各市である。これは、地上の道路の下にある地下道や上にあるペDESTリアンデッキにも適用される。

(3) 刑法、軽犯罪法、銃砲刀剣類所持等取締法(銃刀法)

一般に「わいせつ物陳列罪」と呼ばれるものは、刑法は、「わいせつ物頒布等」として規定されている。

わいせつなものを頒布したり、販売したり、公然と陳列した者や、販売の目的で所持した場合に罰せられる。

また、公衆の目に触れるところで、身体の一部をみだりに露出して不快な気分させるような行為は、軽犯罪法で取り締まられる。私有地でのイベントであっても、公道に面している場合は、公序良俗に反する行為は許されない。

日本刀などを展示する場合は、銃砲刀剣類所持等取締法(銃刀法)に従わなければならない。この法律は、銃砲、刀剣類等の所持、使用等に関する危害予防上必要な規制について定めるものである。

(4) 警備業法

警備については、防災と防犯の両面から検討する必要がある。不特定多数の人が集まるイベントでは、雑踏の中で犯罪が起こることがあり、イベント開催地の警察から指導を仰ぎ、スリやけんかなどが発生しないようにしなければならない。

主催者が自ら行う保安業務(自主警備)では、来場者や関係者の生命、身体、財産等を守りきれない場合、警備業務を外部へ委託する。

警備業務を請け負う会社はすべて公安委員会から警備業の認定を得る必要がある。広告会社、イベント専門会社、運営会社、警備会社のすべてが認定を取得していなければならない。

警備業務を受託する会社は、警備業務の内容を確定するため、警備会社は依頼主に契約の前後2回、書類を提出する義務がある。

また、教育・訓練によって、群集心理に対する正しい知識と対応を身につけた警備員を配置し、事故を未然に防止しなければならない。

(5) 遺失物法

遺失物と拾得物については、遺失物法によってその取扱いが定められている。拾得物は本来、警察官が取り扱うものであるが、大型イベントの場合、主催者が警察の指導を受けて、それらを取り扱う体制をつくる。今後、インターネットを利用した拾得物の公表が期待されている。

(6) 青少年愛護条例(兵庫県)

青少年が深夜(午後11時から翌日午前4時まで)に外出することを規定している。

カウントダウン・イベントや日の出を見るイベントなど、観客や参加者、出演者の年齢制限について検討する必要がある。

(7) 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(迷惑防止条例:兵庫県)

迷惑防止条例は親告罪でないため、被害者の告訴がなくても公訴を提起することができる。

迷惑防止条例は、ダフ屋行為、痴漢行為、つきまとい行為、ピンクビラ配布行為、押売行為、暴力行為、盗撮行為、のぞき行為、客引き行為、スカウト行為、悪臭行為なども禁じている。

(8) 集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例(姫路市)

「道路その他公共の場所」で集会若しくは集団行進を行おうとするとき、又は「場所のいかんを問わず」集団示威運動(デモ活動)を行おうとするときは、公安委員会の許可が必要である。

次に該当するような公共の安寧秩序を維持する上に直接危険を及ぼさないことの明らかに認められる場合は不要である。

(1) 学生、生徒、その他の遠足、修学旅行、体育競技

(2) 通常の冠婚葬祭等慣例による行事

違反や虚偽行為には、罰則(懲役、禁錮、罰則)に処される。

消防署への届け出に関連する法令

(1) 消防法

火災や地震から人々の生命や財産を守ることが消防法の目的で、不特定多数の来場者が集まるイベントも、消防署への届出が必要である。火災の発生を予防するため、消防法に定められた建築材料の使用、喫煙所の確保、避難誘導路の確保、初期消火設備の設置などが求められる。飲食物の提供や販売において調理で火気を使用する場合は、厨房施設の防災について建築指導課の指導と検査も受けなければならない。

博覧会のパビリオンも常設の施設と同じように防火管理者を定め、消防計画を作成する必要がある。消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有する消防用設備を設置し、維持管理しなければならない。

イベントの運営では、自衛消防隊を組織しなければならない。火災、地震その他の災害が発生した場合、イベントの関係スタッフは、全員が防災教育を受け、「通報連絡班」、「消火班」、「避難誘導班」に分かれて役割を担う。

また、万が一火災が発生した場合、会場内のどこが火元になっても避難ができるよう、2方向以上へ避難路を設けること（二方向避難）が基本である。避難経路を分かりやすくすると共に、小さな段差など、避難の障害になるものがないようにする必要がある。

(2) 姫路市火災予防条例

催しの種類、開催期間、収容人員、施設の構造や内装仕上げ、消火設備、非常口、避難通路、避難誘導灯、喫煙場所、電気配線図、ガス配管図など、火災予防上と消防活動上必要な事項をまとめた計画書をつくり、所轄の消防署長に届け出る。

イベントの演出で危険物として制限されている裸火（薪能のかがり火やろうそく）や花火、スモークを使用する場合は、事前に所轄消防署への相談し、禁止行為の解除申請が必要である。

都道府県ごとに火災予防条例が異なるので確認が必要である。また、劇場等の客席の椅子を床に固定することの他、椅子の間隔や通路及び手すりなどの寸法も規定されている。

(3) 火薬取締法、高圧ガス取締法

火薬類はその製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱を火薬類取締法によって規制されている。したがって、花火大会を開催する主催者は花火による災害を防止し、公共安全を確保するため、花火業者と相談して許可を申請書しなければならない。

特殊効果（特効）のために、炭酸ガスを使った演出をする場合など、高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガス取締法の規制を守らなければならない。高圧ガスとその容器について製造から貯蔵、販売、移動、消費まですべての規制の対象になっている。

保健所への届け出に関連する法令

(1) 興行場法、地域保健法

興行場は、エンタテインメントを不特定多数の人に提供する施設で、地域保健法によって、保健所が監督指導を行う。

仮設テントで開催されるサーカスや博覧会のパビリオンなども興行場法が適用される。

興行場の経営には都道府県知事の許可（姫路市の保健所に申請）が必要で、条例で場所や施設、設

備などについて規定している。換気や照明、衛生など、入場者の健康に配慮しなければならない。

(2) 食品衛生法

イベント会場における飲食物の提供や営業活動は、不特定多数の人の健康や生命に関わる重要な業務であるので、事前に保健所へ相談する必要がある。

食中毒が発生しないように、食材や調理方法などについて、十分注意しなければならない。

イベントの会場内で仮設の飲食サービスを行う場合は、一般の常設店舗と同じように食品衛生法に基づく「飲食店営業」の許可が必要である。

露天商や屋台においても食品衛生責任者の設置とともに、水飲み場の設置や、天井のあるところでの調理が義務づけられている。イベントの会場内で弁当を販売する場合も、「食料品等販売業」の許可を受けることを条例で規定している。

缶ビールや缶ジュースなど、ふたを開けずに（食品に直接手を触れない）で渡す場合や、食品サンプル、調理行為を伴わない試食会、専門会社によるケータリング、学生による模擬店は営業許可の対象外となる。

なお、都道府県によって指導内容が異なるため、事前に保健所に相談することが大切である。

(3) 環境基本法、姫路の環境をみんなで守り育てる条例

生活者の健康や安全を守る条例のもとになっている法律には、環境基本法、騒音規制法、水質汚濁防止法などがある。環境基本法では、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めている。

労働基準監督署への届け出に関連する法令

(1) 労働安全衛生法、労働者災害補償保険法

イベントの開催にあたっては、会場の設営から実施・運営、撤去まで、統括安全衛生責任者を選出し、安全管理体制を整えなければならない。

特に高所作業では、死亡事故が多く、安全带やヘルメットの着用等が義務づけられている。安全対策を怠った事故では、責任者の業務上過失も問われることになる。

また、労働者災害補償保険法により、スタッフの労働災害に対する保険を、開催場所を所轄する労働基準監督署へ有期労災保険料として支払わなければならない。

元請け工事業者は、会場の建設や設営に携わる労働者や、出演者、運営担当者に至るまで、すべての人が労災保険の対象である。

イベントの準備作業や本番の作業では、強いストレスがある状況で十分な休養が取れない状況が何日も続く場合があり、過労死に対する注意も必要である。

(2) 労働基準法

労働基準法は、労働条件の最低基準を定めた法律である。賃金の未払い、残業代の不払い、強制労働、有給休暇の取得、労働時間、不当解雇などについて規定している。

また、最近では、職場でのセクハラやパワハラが問題になっている。労働基準法では、児童の労働

についても規制しているが、映画や演劇などでは、児童の出演が可能である。

(3) 労働者派遣業法

労働者派遣業法では、派遣の対象とはならない業務として建設業務と警備業務が指定されている。職業安定法および労働者派遣法により、下請け会社に所属する現場の警備員が、主催者や元請会社、他の会社の指揮命令下で業務をすることを禁止している。

業務を請け負ったように見せかけて労働者を派遣すること（偽装請負）は許されない。

請負と派遣との特徴的な違いのひとつは、請負は請負った事業者が注文主から独立してスタッフに対する業務指示や労務管理を行うのに対し、派遣は派遣先の社員から直接指示（指揮命令）を受けて派遣先のために労働に従事するという点である。

建築指導課への届け出に関連する法令

(1) 建築基準法、建築基準法施工令

仮設建築物（パビリオン、工作物など）を建築する場合、建築工事の着手前に建築主事はその計画の適法性をチェックする制度が建築基準法で規定されている。

建築主となるイベントの主催者はその計画が建築関係法令の規定に適合することについて、確認申請書を建築指導課へ提出して、建築主事の確認を受けなければならない。

構造上の安全性だけでなく、防火性能を確認することも大切であり、建築基準法施工令の内装制限によって、内装材の防火性能が規定されている。

飲食物の調理で火気を使用する場合は、厨房施設の防災について消防署の指導と検査を受ける必要もある。

(2) 建設業法

イベントの開催のため内装工事や鋼構造物工事（鉄骨の組立など）、電気工事などの工事や、建物を建設する場合は、建設業法に定められた建設業の許可を受けている会社に発注しなければならない。

建設業は、ケガや死亡事故が最も多い産業であり、また、工事の不具合によっては、その使用者や第三者の生命が危険にさらされることもある。

元請会社は、施工体制台帳の作成および保存が義務付けられている。また、工事を一括して他社へ発注（丸投げ）することはできない。監理技術者や主任技術者の選任も必要になる。

(3) 懸垂物および工作物（ジェットコースターなど）の安全指針

会場内の装飾物などが落下して観客がケガをすることもある。壁の上部や天井に固定された照明や展示物の落下防止には細心の注意が必要である。

重量がかかるすべての部材が十分な安全性があることを確認すると共に、落下防止用のワイヤーを取りつけるなど、不具合が発生しても、大事故につながらないようにフェイル・セーフ（多重安全構造）の考え方が大切である。

過去の博覧会では、動く歩道やエスカレーターでの転倒事故、ジェットコースターやライドの事故などさまざまな事故が発生している。建築基準法上は「工作物」のコースターなどにも、「乗り物」としての安全思想を取り入れ、設計・製造しなければならない。

(4) 福祉のまちづくりに関する条例

高齢者や障害を持つ人たちの自立と社会参加を促すため、公共の施設やさまざまなサービスを利用しやすくしなければならない。

イベントの開催においても、子どもから高齢者まで、障害の有無にかかわらず、参加できるように計画することが求められる。

開催場所に関する届け出に関連する法令

(1) 都市公園法、河川法、港湾法、航空法

公園を利用するイベントは、国立公園の管理者である環境大臣、国定公園の管理者である都道府県知事の許可を得るため、公園管理事務所へ届出が必要である。

また、河川を利用するイベントでは、河川法による規制があり、都道府県建設局（河川部）と警察署への届出が必要である。急な増水に対する対策を十分に検討しなければならない。

海上の台船から花火を打ち上げるなど、港湾を使用するイベントでは、港湾法による規制があり、海上保安部への相談・届出が必要である。特に国際航路になっている海域での開催については、十分な検討が必要である。

飛行船などを使用するイベントでは、航空法に基づいて秩序正しく安全に航行することが義務づけられている。ラジコン飛行船や気球、花火、投光機、レーザーなども規制の対象になる。

(2) 文化財保護法

神社仏閣での新能の開催などのイベントでは、文化財保護法による規制があり、文化庁への届出が必要である。

文化財保護法の対象になるものには、建造物や美術品などの有形文化財と、演劇や踊り、工芸技術など無形文化財がある。

無形文化財は、イベントのコンテンツとしても重要であり、文化財保護法でその指定や保存、公開などについて規定している。

(3) 屋外広告物法、屋外広告物条例

屋外広告物法は、良好な景観を維持・形成すると共に、屋外広告物（看板、はり紙、広告塔など）により公衆に危害が及ばないようにすることが目的である。

都道府県（本市）は、条例で広告物の表示や掲出物件の設置を禁止する地域を決めている。

また、屋外広告業者は、屋外広告物条例の制定自治体（都道府県や中核市など）ごとに登録が義務付けられている。

(4) 道路運送法

イベントに集まる来場者の人数に対して、既存の交通手段では限界がある場合、増便やシャトルバスの運行を鉄道会社やバス会社へ依頼し、国土交通省の認可を得る。

イベントの開催による交通渋滞を避けるなど、開催地の生活や環境へ配慮して計画しなければならない。

会場から離れたところに駐車場を設け、そこから会場までシャトルバスを運行するパーク&ライド方式を採用することもある。

全体及び主に実施・運営に関連する法令

(1) 法人税法

イベントの主催者は、納税に関する義務も果たさなければならない。イベントごとに売り上げと制作費を明確にすることが大切である。また、法人税法で交際費と会議費の税率が異なる。したがって、交際費として課税されるべき伝票を会議費として処理することは脱税行為にあたる。

(2) 独占禁止法、入札談合等関与行為防止法、景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法／景表法）

独占禁止法（独禁法）は「経済の憲法」ともいわれ、自由主義経済における競争政策の促進を目的で定められた。この法律を運用する組織が、公正取引委員会（略称：公取委）で内閣府の外局として、内閣総理大臣の所轄の下に設置された日本の行政機関の一つである。

公正取引委員会は、入札談合や官製談合を取り締まる。官製談合とは、国・地方公共団体等の職員が談合に関与している事例で、入札談合等関与行為防止法が作られた。

公正取引委員会は、独占禁止法の特別法である下請法、景品表示法の運用も行う。販売促進やPRを目的としたキャンペーンで行われるイベントでは、独占禁止法の特例法として制定された景品表示法に関する理解が必要である。不当な表示や過大な景品類によって、健全な市場が損なわれてはならない。特に今日、不当表示に対する消費者の関心が高まり、取り締まりも厳しくなっている。

(3) 民法、下請法

契約とは当事者間の合意（約束）であり、民法で規定されている。イベント業務に関する契約は、仕事の完成を目的とする請負契約と、アドバイザー契約など、事務処理を目的とする委託契約との二つに分かれる。

契約書には、完了・引き渡し後の瑕疵や、履行中における第三者の損害や不可抗力が発生した場合の責任について明記しているが、下請事業者が過大な責任を負うような内容は、「当事者公平の原則」に反する。

主催者（親事業者）から協力会社（下請事業者）へ、または元請け（親事業者）から協力会社（下請事業者）へ、具体的な委託内容や受領方法、支払条件などを明記した書面を交付する義務がある。

「買ったたきの禁止」、「受領拒否の禁止」、「返品禁止」、「下請代金の減額」、「購入・利用強制の禁止」、「不当な経済上の利益の提供要請の禁止」などが下請法で定められている。

(4) 個人情報保護法

個人情報保護法では、個人に関する情報を「個人情報」「個人データ」「保有個人データ」に区分している。

名刺を渡された場合や、すでに人々が知っている情報であっても「個人情報」になる。

「個人データ」とは、「個人情報」が検索可能な状態に整理されたデータで、「保有個人データ」とは、「個人データ」のうちで、6か月を超えて利用するデータである。

DMを送る場合は、本人の同意が必要であり、入手先不明の「個人データ」の利用を避けなければ

ならない。「個人データ」を適正に取得するため、イベントを利用してアンケートを集めるケースも増えている。

アンケートの実施においては、あらかじめ利用目的を限定し、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人の情報を取り扱う必要がある。

さらに、許可なく第三者へ個人データを提供することはできない。「個人データ」および「保有個人データ」については、正確・最新の内容に保つように努めなければならない。

(5) 著作権法

イベントに関連してデザインした空間や装飾物、印刷物、キャラクター、制作したシナリオや映画などの著作物に関する著作権の帰属については十分な確認が必要である。

著作権とは、音楽、舞踏、映画、写真などの「著作物」を、創作した「著作者」が独占的に利用できる権利で、著作権は人格権（著作者人格権）と財産権（狭義の著作権）の2つからなっている。

著作者は著作権の財産権を譲渡できるが、人格権は、譲渡したり放棄したりすることはできないので、著作権に帰属する。著作権の保護期間は、原則として著作者の死後50年である（映画は公表後70年）。

ただし、著作権の保護期間終了後も、死後50年以上経っていても著作者の著作人格権を侵害することはできない。

著作権は、複製権、上演権・演奏権、上映権、公衆送信権・送信可能化権、口述権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権、翻訳権・翻案権、二次的著作物の利用に関する権利で構成されている。

著作隣接権は、著作権とは別に、歌手や俳優などの実演家、レコード製作者、放送事業者および有線放送事業者の4者に認められた権利である。

アメリカでは、ショービジネスに対する手厚い法的保護がある。映画や音楽には著作権の対象として、キャラクターの著作権や肖像のパブリシティ権がある。

違反行為に対しては高額な賠償金を課する。これがショービジネスを支える経済的な基盤になっている。

イベントを実施することで発生する放映権、イベント関連商品の販売権など各種権利関係について、著作権者との契約が重要になる。

イベントの国際化が進むなかで、ミュージカルの上演権や、展示物などのコンテンツの制作に関する権利を取得したり、イベントの実施によって生まれる権利を譲渡したりするにあたっては、著作権等の権利について熟知していなければならない。

上演著作権料は、通常、興行収入の5～8%であるが、人気のあるものでは、13%になるとも言われている。

(6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

イベントの計画段階から、できるだけ産業廃棄物が出ないように、使用する材料のリサイクルに配慮し、最終処分場で埋め立て処理する量をできるだけ減らす努力が必要である。

発生した産業廃棄物は、金属やガラス、プラスチックなどの素材に分けてリサイクルしたり、可燃物は発電などのエネルギーとして利用されたりしている。

イベントの開催および終了後の撤収や仮設建築物などの解体によって発生する廃棄物は、産業廃棄物として適性に処理されなければならない（少量の場合は、自治体によって家庭ごみとして処理する

場合もある)。

産業廃棄物の処理にあたっては、許可を受けた運搬会社および処理会社と契約を結び、産業廃棄物管理票(マニフェスト伝票)によって処分結果を確認し、その伝票を5年間保管しなければならない。

(7) 出入国管理及び難民認定法

不法就労とは、主に外国人が違法な状態で就労することである。許可がなければアルバイトでも違法となる。

会場の建設・設営や展示物の制作や現場の設営において、不法就労を排除しなければならない。イベント関連の出演者やスタッフとして来日して、不法就労する例もある。

(8) 電波法

電波法は、電波の公平且つ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的としている。

イベント開催での通信手段としてトランシーバーを利用する時は、注意が必要である。日本国内で免許不要で使えるトランシーバーには技術基準適合証明マークが貼られている。

総務省の免許を受けないで日本国内で使用すると、違法・不法無線局として罰せられる。

コンテンツ制作に関連する法令 他

(1) 関税法

国際博覧会や見本市などのために、関税や消費税を免除のまま外国貨物の展示ができる場所を保税展示場といい、関税法によって定められている。

展示会の期間中に保税展示品が、保税展示場内で販売される場合には、輸入とみなされ、関税や消費税を納税しなければならない。

(2) 所得税法

イベントに関わる個人への支払いや出演者へのギャラの支払いには、税の源泉徴収が必要になる。1件の支払いが100万円以下のときは10%、100万円を超えた金額については20%が源泉徴収額である。

外国人の場合、基本的に20%の源泉徴収が必要であるが、相手国によって免除される場合もある。交通費および宿泊費が実費の場合は、源泉徴収の必要はない。

(3) 電気用品安全法

イベントでは、照明器具や音響装置、モーターを利用した舞台装置など、さまざまな電気用品が使用される。電気用品の安全性の確保を促進することによって、電気用品による危険及び障害の発生を防止する。

(4) 騒音規制法

屋外で開催されるコンサートなどのイベントで、周辺住民から「音がうるさい」というクレームが出ることがある。特に音が伝わる地域に病院がある場合は注意が必要である。

拡声器の使用制限について条例を確認すると共に、周辺住民の理解を得る努力が欠かせない。

(5) <ワシントン条約>

ワシントン条約は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保護を図るため、野生動植物の国際間の取引を厳しく規制する条約である。展示のために海外から野生動植物を輸入する場合は、事前に所轄税関と経済産業省との調整と対策が必要である。

(6) <肖像権>

肖像権は、法律で明快に定められている権利ではなく、判例によって確立された権利である。肖像権は、人格権（プライバシー権）と財産権（パブリシティ権）の2つからなっている。

自己の意に反して、自己の肖像を撮影・公表・営利的に利用されない権利である。新聞報道などにおいては、芸能人、プロスポーツ選手などのプライバシー権が制約されている。

逆にパブリシティ権は、芸能人、プロスポーツ選手などの有名人に認められる権利である。

パブリシティ権は財産権であるので相続することができる。アメリカでは州によって死者にも肖像権が認められている。故人の肖像をコンテンツとして使用する場合は、遺族や肖像権の管理会社の承諾が必要である。

また、コンテンツの使い方によって、誹謗中傷として肖像と関係する国や地域の人々の感情を逆なでしないかどうか検討が必要である。

姫路駅北にぎわい交流広場 気象警報発令時の対応について

現在、にぎわい交流広場の施設使用料は、条例第12条本文の規定に基づき原則還付しないこととしており、イベント主催者の自己都合によるキャンセル（ライブを予定していたが、雨が降ってきたため行わない等）についても、使用料の還付は行わないこととしている。

しかし、条例第12条但し書き及び規則第11条第1項第2号に規定する「災害その他不可抗力」が地震・火災だけではなく、台風など甚大な被害・影響が予想される気象変化も含むものであると考え、気象警報発令時の当該広場におけるイベントについて次のとおり対応することとしたい。

（あわせて使用規約にも記載するものとする）

ケース1

イベント開催前（搬入・準備中を含む）に播磨南西部（姫路市）に「暴風警報」または「大雨警報」（特別警報を含む）が発令されている場合

① イベント実施日を他の日へ振替を行う

他の日への振替が可能な場合、日程調整を行い、「変更申請書」の提出によりイベント実施日の振替を行う。（この場合使用料は還付しない。）

② イベント実施を取りやめる（中止する）

イベント実施を取りやめる場合、「還付申請書」の提出により使用料の還付を行う。ただし、警報が発令されるより前に主催者の判断によりイベントを取りやめた場合、使用料の還付は行わない。

※ 警報が発令されているにも関わらず、主催者の判断によりイベントを実施した場合、使用料の還付は行わない。

ケース2

イベント開催中に播磨南西部（姫路市）に「暴風警報」または「大雨警報」（特別警報を含む）が発令された場合

○ 主催者の判断によりイベントを途中で中止したとしても、他の日への振替及び使用料の還付は行わない。

※短時間であっても既に施設を独占的に使用しているため。

※当該広場の使用料は8時間までの使用について定めたもの（北広場ステージの延長使用料は除く）であることから、例え30分間のイベントであっても8時間のイベントと同額の使用料を徴収しているため。